

つくバスの見直し対象バス停留所の 利用実績について

令和6年(2024年)1月18日(木)

総合交通政策課

■廃止基準

▼廃止検討となるバス停留所

- ・1日当たり平均利用者数が0.5人に満たないバス停留所(複数路線の結節点の場合には合計利用者数)
→当該バス停留所で1日に1人の利用者が乗車又は降車すると0.5人とカウント(往復乗車で1.0人)

▼廃止までの流れ

1. つくば市公共交通活性化協議会に、1日当たり平均利用者数が基準に満たないバス停留所(廃止対象として検討中のバス停留所含む)の一覧を報告。
2. 基準に満たないバス停留所近隣の区会や、対象となるつくバス路線の車内に、当該バス停留所が基準を満たしておらず、今後廃止対象になるおそれがある旨を周知し、利用を促す。
3. 同協議会に、基準に満たないバス停留所(廃止対象として検討中のバス停留所含む)の利用実績について中間報告。
4. 廃止対象として検討中のバス停留所近隣の区会に、廃止を検討中である旨を報告し、意見を聴取する。
5. 同協議会に、基準に満たないバス停留所(廃止対象として検討中のバス停留所含む)の利用実績について最終報告し、廃止対象として検討中のバス停留所の利用実績が改善しない(基準に満たない)場合、廃止について審議。

※バス停留所管理の効率化のために、基準に満たないバス停留所は原則として廃止対象とするが、市の施策により必要性を認めた場合には例外として考慮することがある。

- ・下りの終点バス停留所(バス転回のため)
- ・公共施設、学校施設など、交通アクセス確保が必要と判断したバス停留所
- ・バス停留圏域カバー率や高齢化率の観点から必要と判断したバス停留所

バス停留所の見直し基準の設定(廃止)[令和4年度第2回活性化協議会審議済]

■廃止フロー

工 程		令和5年度												令和6年度												備 考
		6	7	8	9	10	11	12	2	3	4	5	6	7	8	9	10									
①	第1回協議会	▼ 基準に満たないバス停留所の一覧報告																								
②	利用促進周知	▼ 基準に満たないバス停留所の近隣区会やバス車内における利用促進の周知																								
③	利用実績モニタリング	利用実績モニタリング期間																								
④	第3回協議会	▼ 利用実績モニタリング結果について中間報告																								
⑤	区会廃止調整	廃止対象として検討中のバス停留所の近隣区会に対する説明と意見聴取																								
⑥	第1回協議会	▼ 利用実績が改善しない停留所について、路線及び運行ダイヤ等を審議																								
⑦	バス停留所廃止周知	バス停留所廃止周知期間																								
⑧	つくバスダイヤ改正	▼												10/1ダイヤ改正												

※①～③は実施済、⑤以降は予定
 ※赤線は現時点を示す。

令和5年度バス停留所の見直し対象停留所[令和5年度第1回活性化協議会報告済]

シャトル名	対象停留所数
北部シャトル	0
小田シャトル	3
作岡シャトル	1
吉沼シャトル	1
上郷シャトル	0
西部シャトル	20
南部シャトル	0
谷田部シャトル	0
自由ヶ丘シャトル	1
荃崎シャトル	2

1日当たり平均利用者が0.5人に満たないバス停留所

令和4年度実績			
シャトル名	停留所名	利用者数	1日当たり
小田S	下大島	131	0.36
小田S	北太田	32	0.09
小田S	北条三差路	127	0.35
作岡S	今鹿島北	149	0.41
吉沼S	長高野	172	0.47
自由ヶ丘S	駒込	112	0.31
荃崎S	上岩崎入口	167	0.46
荃崎S	大舟戸原	61	0.17
西部S	みどりの2丁目西	118	0.32
西部S	真瀬本田	114	0.31
西部S	真瀬新田中央	55	0.15
西部S	真瀬総合センター	123	0.34
西部S	高須賀南	128	0.35
西部S	高須賀中央	143	0.39
西部S	下別府	117	0.32
西部S	高山南	127	0.35
西部S	高山中学校入口	70	0.19
西部S	万博公園西	113	0.31
西部S	島名中西	13	0.04
西部S	島名入坪	24	0.07
西部S	下河原崎	80	0.22
西部S	上河原崎	109	0.30
西部S	上郷神谷森	63	0.17
西部S	上郷大山	122	0.33
西部S	上郷野手	52	0.14
西部S	川口公園入口	162	0.44
西部S	上郷大宿	99	0.27
西部S	田倉南	17	0.05

令和5年度バス停留所の見直し対象停留所の実績①

シャトル名	令和5年度		4月 30	5月 31	6月 30	7月 31	8月 31	9月 30	10月 31	11月 30	区会回覧実施後4か月の利用平均
西部S	みどりの2丁目西	乗降人数	9	7	7	13	27	25	23	34	122
		1日当たり	0.3	0.23	0.23	0.42	0.87	0.83	0.74	1.13	0.89
西部S	真瀬本田	乗降人数	7	10	6	11	12	20	10	10	52
		1日当たり	0.23	0.32	0.2	0.35	0.39	0.67	0.32	0.33	0.43
西部S	真瀬新田中央	乗降人数	3	2	3	1	8	14	8	6	36
		1日当たり	0.1	0.06	0.1	0.03	0.26	0.47	0.26	0.2	0.30
西部S	真瀬総合センター	乗降人数	10	14	18	19	8	4	3	7	22
		1日当たり	0.33	0.45	0.6	0.61	0.26	0.13	0.1	0.23	0.18
西部S	高須賀南	乗降人数	7	8	9	7	9	3	3	9	24
		1日当たり	0.23	0.26	0.3	0.23	0.29	0.1	0.1	0.3	0.20
西部S	高須賀中央	乗降人数	9	16	8	5	13	14	21	20	68
		1日当たり	0.3	0.52	0.27	0.16	0.42	0.47	0.68	0.67	0.56
西部S	下別府	乗降人数	8	13	12	8	10	6	4	6	26
		1日当たり	0.27	0.42	0.4	0.26	0.32	0.2	0.13	0.2	0.21
西部S	高山南	乗降人数	12	14	16	23	22	27	22	17	88
		1日当たり	0.4	0.45	0.53	0.74	0.71	0.9	0.71	0.57	0.72
西部S	高山中学校入口	乗降人数	8	10	4	2	3	3	4	5	15
		1日当たり	0.27	0.32	0.13	0.06	0.1	0.1	0.13	0.17	0.12
西部S	万博公園西	乗降人数	10	8	9	13	19	7	13	11	50
		1日当たり	0.33	0.26	0.3	0.42	0.61	0.23	0.42	0.37	0.41
西部S	島名中西	乗降人数	4	2	2	0	0	0	2	1	3
		1日当たり	0.13	0.06	0.07	0.0	0.0	0.0	0.06	0.03	0.02
西部S	島名入坪	乗降人数	2	1	1	2	1	1	2	4	8
		1日当たり	0.07	0.03	0.03	0.06	0.03	0.03	0.06	0.13	0.07
西部S	下河原崎	乗降人数	6	11	17	12	10	15	10	10	45
		1日当たり	0.2	0.35	0.57	0.39	0.32	0.5	0.32	0.33	0.37
西部S	上河原崎	乗降人数	7	15	18	13	16	14	14	13	57
		1日当たり	0.23	0.48	0.6	0.42	0.52	0.47	0.45	0.43	0.47
西部S	上郷神谷森	乗降人数	6	7	6	1	4	2	5	4	15
		1日当たり	0.2	0.23	0.2	0.03	0.13	0.07	0.16	0.13	0.12
西部S	上郷大山	乗降人数	5	3	9	8	5	9	7	6	27
		1日当たり	0.17	0.1	0.3	0.26	0.16	0.3	0.23	0.2	0.22
西部S	上郷野手	乗降人数	3	4	4	3	1	6	4	3	14
		1日当たり	0.1	0.13	0.13	0.1	0.03	0.2	0.13	0.1	0.12
西部S	川口公園入口	乗降人数	13	19	15	13	10	10	4	6	30
		1日当たり	0.43	0.61	0.5	0.42	0.32	0.33	0.13	0.2	0.25
西部S	上郷大宿	乗降人数	21	16	12	9	11	8	12	14	45
		1日当たり	0.7	0.52	0.4	0.29	0.35	0.27	0.39	0.47	0.37
西部S	田倉南	乗降人数	2	4	1	1	1	2	1	4	8
		1日当たり	0.07	0.13	0.03	0.03	0.03	0.07	0.03	0.13	0.07

※黄色で塗りつぶした箇所が、0.5人以上の利用が見られた箇所

8月1日から順次区会回覧実施

令和5年度バス停留所の見直し対象停留所の実績②

シャトル名	令和5年度		4月 30	5月 31	6月 30	7月 31	8月 31	9月 30	10月 31	11月 30	区会回覧実施後4か月の利用平均 122
小田S	下大島	乗降人数 1日当たり	14 0.47	21 0.68	31 1.03	17 0.55	9 0.29	28 0.93	42 1.35	36 1.2	115 0.94
小田S	北太田	乗降人数 1日当たり	4 0.13	2 0.06	1 0.03	4 0.13	5 0.16	3 0.1	2 0.06	1 0.03	11 0.09
小田S	北条三差路	乗降人数 1日当たり	25 0.83	20 0.65	23 0.77	20 0.65	20 0.65	25 0.83	30 0.97	18 0.6	93 0.76
作岡S	今鹿島北	乗降人数 1日当たり	28 0.93	25 0.81	23 0.77	33 1.06	27 0.87	27 0.90	19 0.61	30 1.0	103 0.85
吉沼S	長高野	乗降人数 1日当たり	14 0.47	16 0.52	9 0.3	15 0.48	22 0.71	15 0.5	16 0.52	18 0.6	71 0.58
自由ヶ丘S	駒込	乗降人数 1日当たり	15 0.5	10 0.32	6 0.2	9 0.29	13 0.42	12 0.4	14 0.45	17 0.57	56 0.46
荃崎S	上岩崎入口	乗降人数 1日当たり	15 0.5	19 0.61	12 0.4	16 0.52	18 0.58	14 0.47	16 0.52	14 0.47	62 0.51
荃崎S	大舟戸原	乗降人数 1日当たり	5 0.17	4 0.13	5 0.17	1 0.03	5 0.16	10 0.33	18 0.58	12 0.4	45 0.37

※黄色で塗りつぶした箇所が、0.5人以上の利用が見られた箇所
 ※11月の数値は速報値であるため、変更する可能性がある。

8月1日から順次区会回覧実施

【実績分析】

- 区会回覧実施後4か月の利用平均で、8つの停留所が0.5人以上の利用が見られた。
 ※「下大島」停留所は住民からの要望で、令和5年10月からバス停留所をより集落付近に移設したことも、利用者数増加が見られた要因と推測される。
- 一部のバス停留所では、基準である0.5人以上の利用を達成した月も見られたが、継続した利用は見られなかった。

5 つくば交政第 90 号
令和 5 年(2023 年) 8 月 1 日

つくバス運行ルート周辺にお住いの区会会員 様

つくば市都市計画部総合交通政策課

つくバス利用のお願い（依頼）

日頃からつくば市の交通行政にお力添えをいただき誠にありがとうございます。

さて、市ではコミュニティバス「つくバス」を運行しており、市民の皆様からの御要望などを踏まえ、バス停留所の新設やルート変更を行うなど公共交通の利便性向上に努めています。

一方で、バス停留所の数が多いと、バスの運行所要時間が増加し、1 日当たりの運行便数を減らす必要が生じてしまうことから、利用の少ないバス停留所の統廃合を検討することになりました。

つきましては、この後半年間程度の利用状況を確認した上で、1 日当たり平均利用者数が 0.5 人に満たないバス停留所については統廃合の対象になっていきますので、御承知おきいただくとともに、皆様にはつくバスを積極的に御利用いただけますと幸いです。

⇒**別紙** 統廃合の対象候補であるバス停留所及びその位置図 参照

なお、つくバスの利用方法については、市ホームページを御確認いただくか、つくば市役所及び各窓口センターで配布しているつくバスガイドを御参照ください。

また、つくバス利用については地域での集会施設等で出前講座も実施しています。出前講座を受けたい区会がありましたら、つくば市教育局生涯学習推進課に利用申請をお願いいたします。

⇒市ホームページ（つくバス・つくタク・つくばね号・路線バス実証実験）

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/kotsu/bus/index.html>



問合せ先

つくば市都市計画部総合交通政策課

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

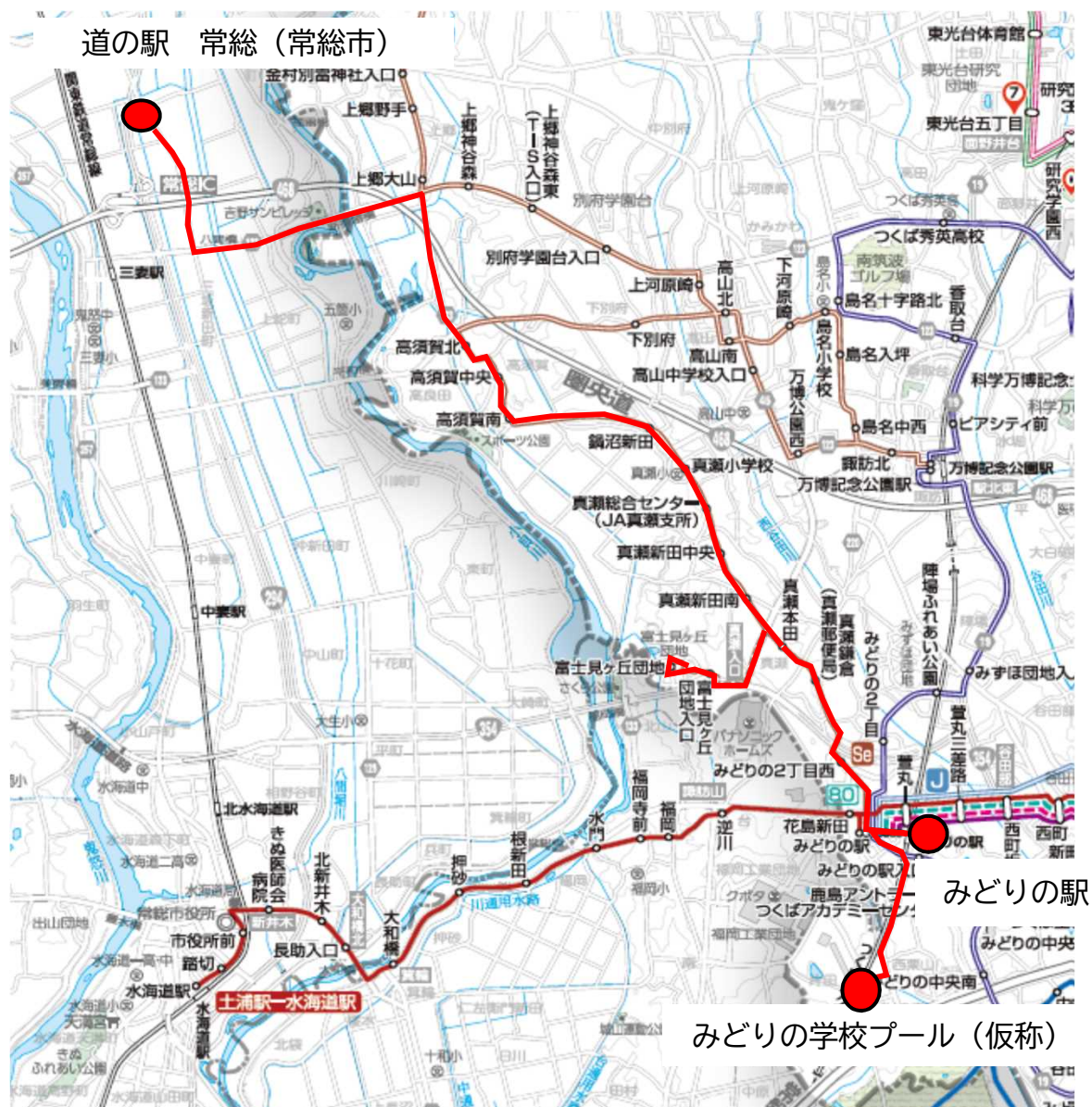
TEL 029-883-1111（内線 3411）

FAX 029-868-7626

今後の検討 つくバス 西部シャトルの改編案

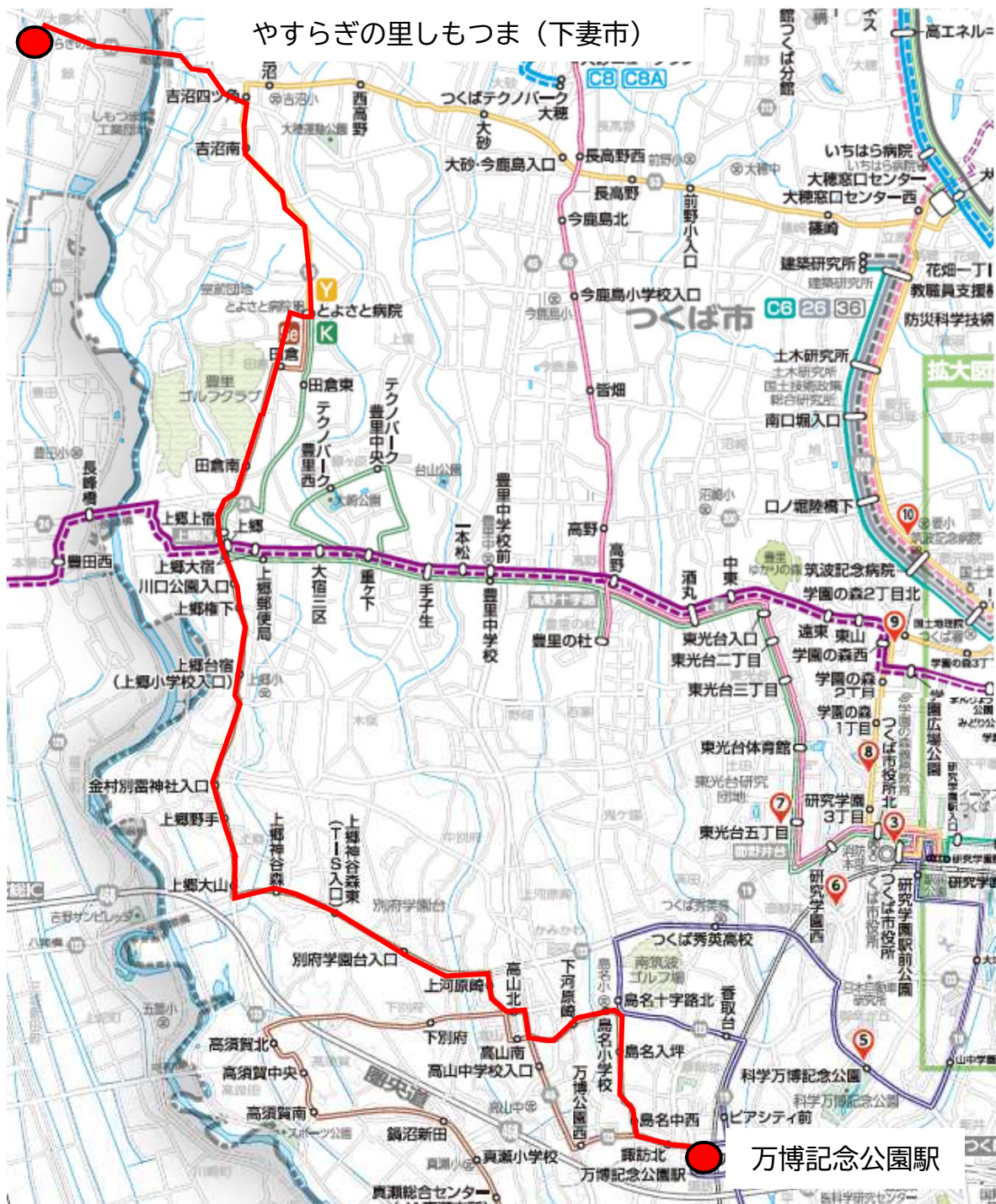
- ・西部シャトルをみどりの駅発と万博記念公園駅発の2シャトルに分割
- ・広域連携の観点から、みどりの駅発は道の駅 常総（常総市）、万博記念公園駅発はやすらぎの里しもつま（下妻市）に接続する。

<みどりの駅発のルート案>



今後の検討 つくバス 西部シャトルの改編案

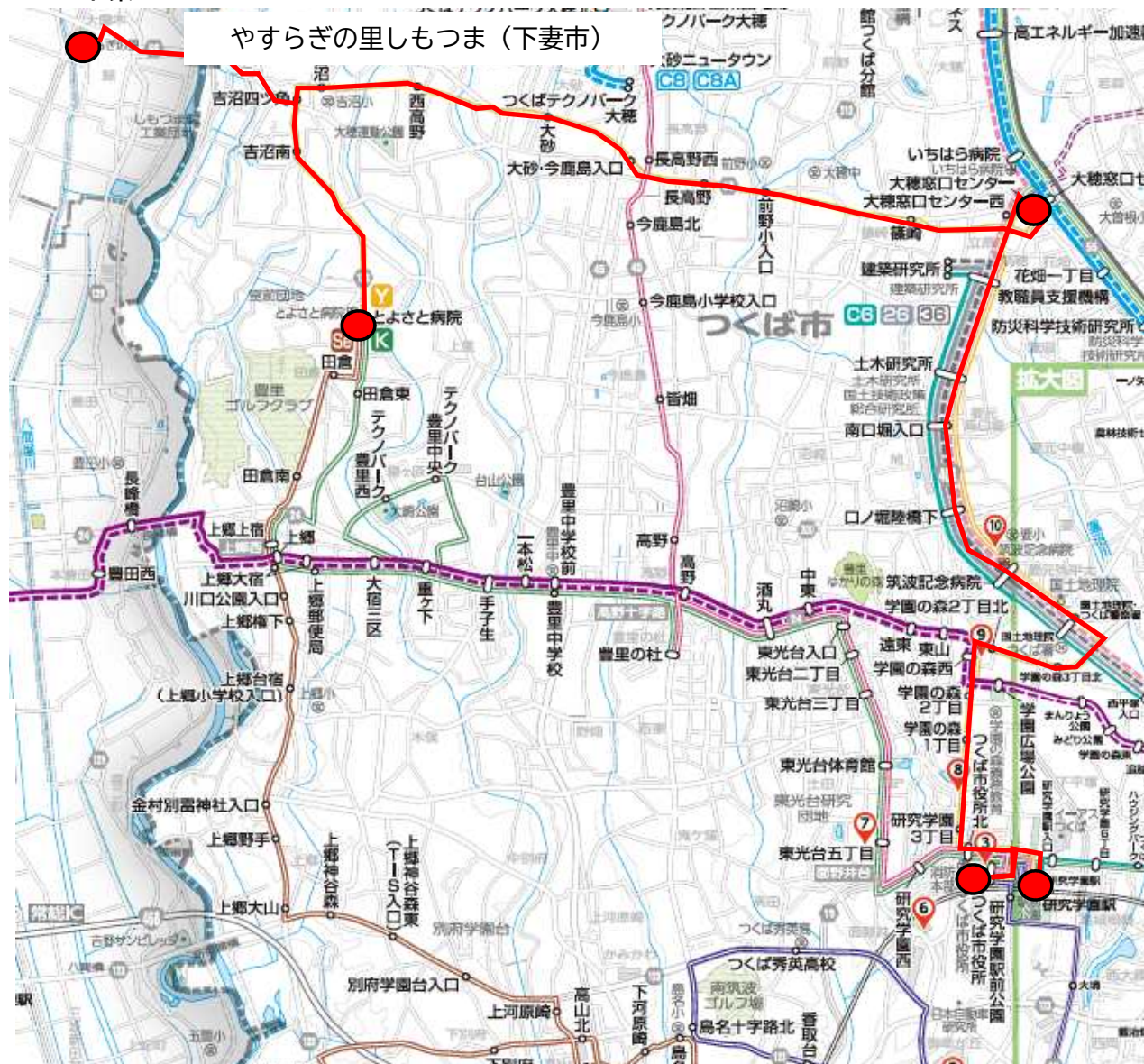
＜万博記念公園駅発のルート案＞



今後の検討 つくバス 吉沼シャトルの改編案

- ・広域連携の観点から、やすらぎの里しもつま（下妻市）に接続する。

<ルート案>



つくたく車両を活用したAIオンデマンドシステムの 実証実験事業について(中間報告)

令和6年(2024年)1月18日(木)

総合交通政策課

実証実験の概要(第2回協議会報告済)

目的	AI オンデマンドシステムの使用感、許容性確認
使用システム	mobi (Community Mobility株式会社のAI オンデマンドシステム)
実験期間	令和5年12月1日～令和6年2月29日(3か月)
運行時間	土日祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く9:00～17:00 ※運転士の昼休憩時間を除き、随時予約受付運行(時間便制ではない)
対象地区	つくたく荃崎地区(スーパーシティモデル地区で高齢者数が多いため) ※荃崎地区乗降ポイント、特例ポイントへの移動が可能
車両数	ワゴン型車両1台(株式会社フジ急 日産キャラバンNV350)
予約方法	mobiアプリ(スマートフォン)からの予約のみ
予約時間	乗車日の7日前から、24時間可能
運賃	地区内及び特例ポイント: 300円
決済方法	現金、つくたく利用券
割引制度	高齢者割引、障害者割引、小人割引、出産支援運賃割引
自宅利用登録	mobiアプリインストール後、申請する必要あり ※つくたくの情報は引き継がれない、手数料なし、標準処理期間約2週間 ※アプリ上から誰でも視認でき、誰でも使用可能な乗降ポイントになる。

AI オンデマンドシステム固有の仕様以外はつくたく制度に準拠(既存つくたくの4条乗合の範疇)

AIオンデマンドタクシー12月実績報告

週(運行日)	高齢者	障害者	出産支援	幼児	一般	合計(人)
第1週(1日)						0
第2週(5日)	6	1	6	6	2	21
第3週(5日)	5	1	1	1		8
第4週(5日)	11	4	4	4	2	25
第5週(4日)	11		2	2	4	19
合計(20日)	33	6	13	13	8	73

利用者割合	45.2%	8.2%	17.8%	17.8%	11.0%
-------	-------	------	-------	-------	-------

実利用者 18名

- ・つくたくと比較し、高齢者の割合が減、子育て世代や一般利用者の割合が増
- ・予約方法(アプリのみ)の周知、一度利用して操作になれてもらう必要有

つくタク実績報告(荃崎地区)

つくタク利用実績	R5.11実績(人)	R5.12実績(人)
荃崎16号車	221	259
荃崎17号車	214	256
荃崎18号車	206	—
合計	631	515
キャンセル件数	61	58
お断り件数	30	86

利用者割合	高齢者	障害者	出産支援	小人	一般
11月	89.5%	5.4%	1.1%	1.3%	2.7%
12月	93.4%	4.3%	0%	0%	2.3%

周知及び説明会の状況

【周知】

荳崎地区区会回覧全戸配布(12/1,12/15実施)

12/1プレスリリース

ホームページ掲載

【説明会】mobiアプリの利用方法

日	場所	参加者数(人)
11/21	荳崎交流センター	54
12/7	森の里公会堂	30
1/10	荳崎交流センター	20
1/15	宝陽台公民館	11

【その他】

荳崎地区のスマホ相談室(12/5,12/13,12/20,12/26)開催時にmobi職員が別室に待機し、利用希望者に対して説明

効果検証(第2回協議会報告済)

実証実験の検証のポイント

- ・令和7年度からAIオンデマンドシステムを導入するに当たり、課題の確認
- ・利用者の使用感や交通事業者の許容性を確認

調査対象データ

- ・mobi利用者数(延べ利用回数)
- ・mobi満足度
- ・アプリ導入による、利用者層
- ・1回当たり輸送人数(乗合率)
- ・1日当たり輸送人数
- ・1回当たり運行キロ
- ・1日当たり運行キロ
- ・利用者からの改善要望、課題
- ・交通事業者からの改善要望、課題

つくばね号のフリー乗降について

令和6年(2024年)1月18日(木)

総合交通政策課

つくばね号について

■概要・目的

- ・ワゴン車型のコミュニティバス(車両台数2台)
- ・**支線交通**として筑波地区の既成市街地である北条と各地区を結び、高齢者の買い物・通院への需要に対応

■運行主体

新栄タクシー(有)

■路線

筑波ふれあいの里入口(つくば湯)～筑波中央病院

■運行日

12月29日～1月3日を除く毎日運行

■運賃

200円均一(各種割引制度あり)



フリー乗降について

フリー乗降とは、バス停留所以外でも路線上の任意の位置でバスに乗降可能な制度

<フリー乗降区間の考え方>

- 国道や県道などの交通量が多い箇所ではフリー乗降の実施は、急停車による事故など危険を伴うことから、比較的交通量が少なく、見通しのよいエリアで実施
- フリー乗降区間であっても、道路交通法で定められた駐停車禁止場所(※)や運転士が危険と判断した場所では乗降はできないことから、運転士の負担等を考慮して、まずは1エリアのみで実施

■ 道路交通法第44条(停車及び駐車を禁止する場所)

車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

- 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 二 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分
- 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分
- 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分
- 五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)
- 六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

フリー乗降区間及び利用方法

<フリー乗降区間>

- ・「⑱神郡東」停留所から「⑲館」停留所までの間(右図の赤枠で囲った箇所)

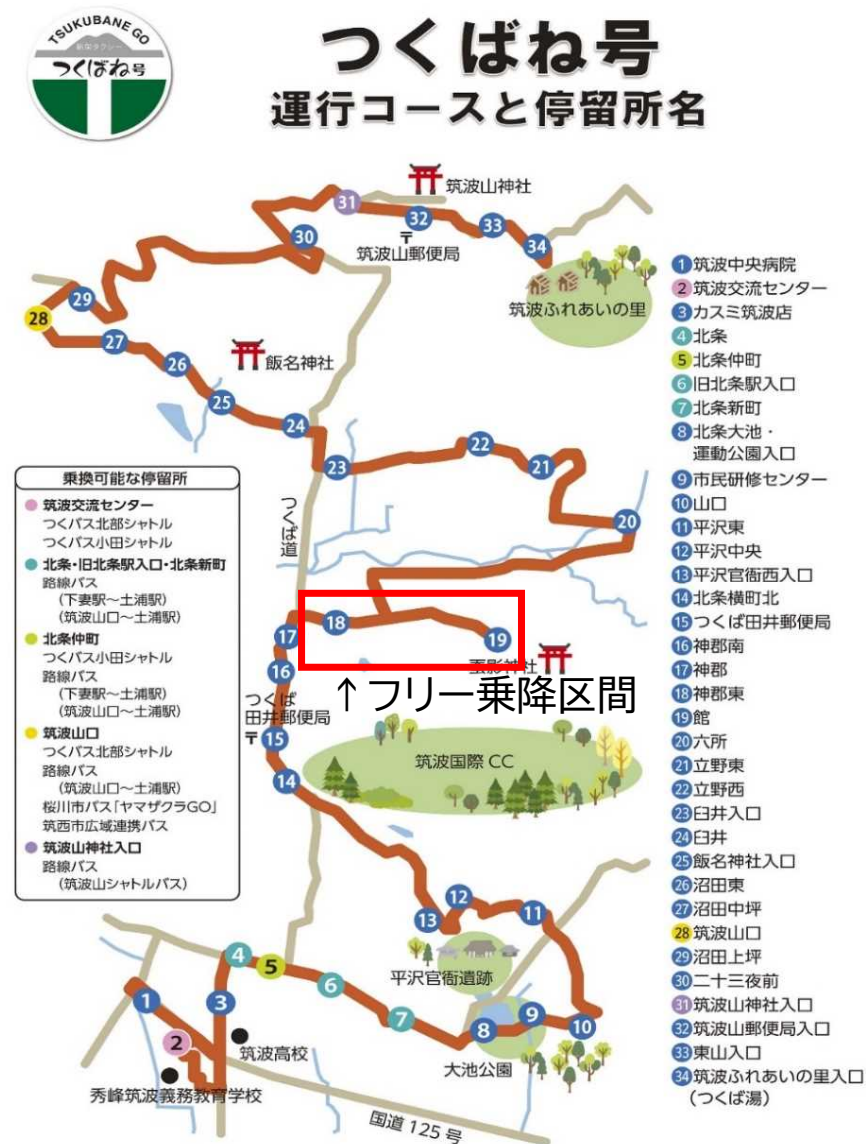
<フリー乗降の利用方法>

●乗車時

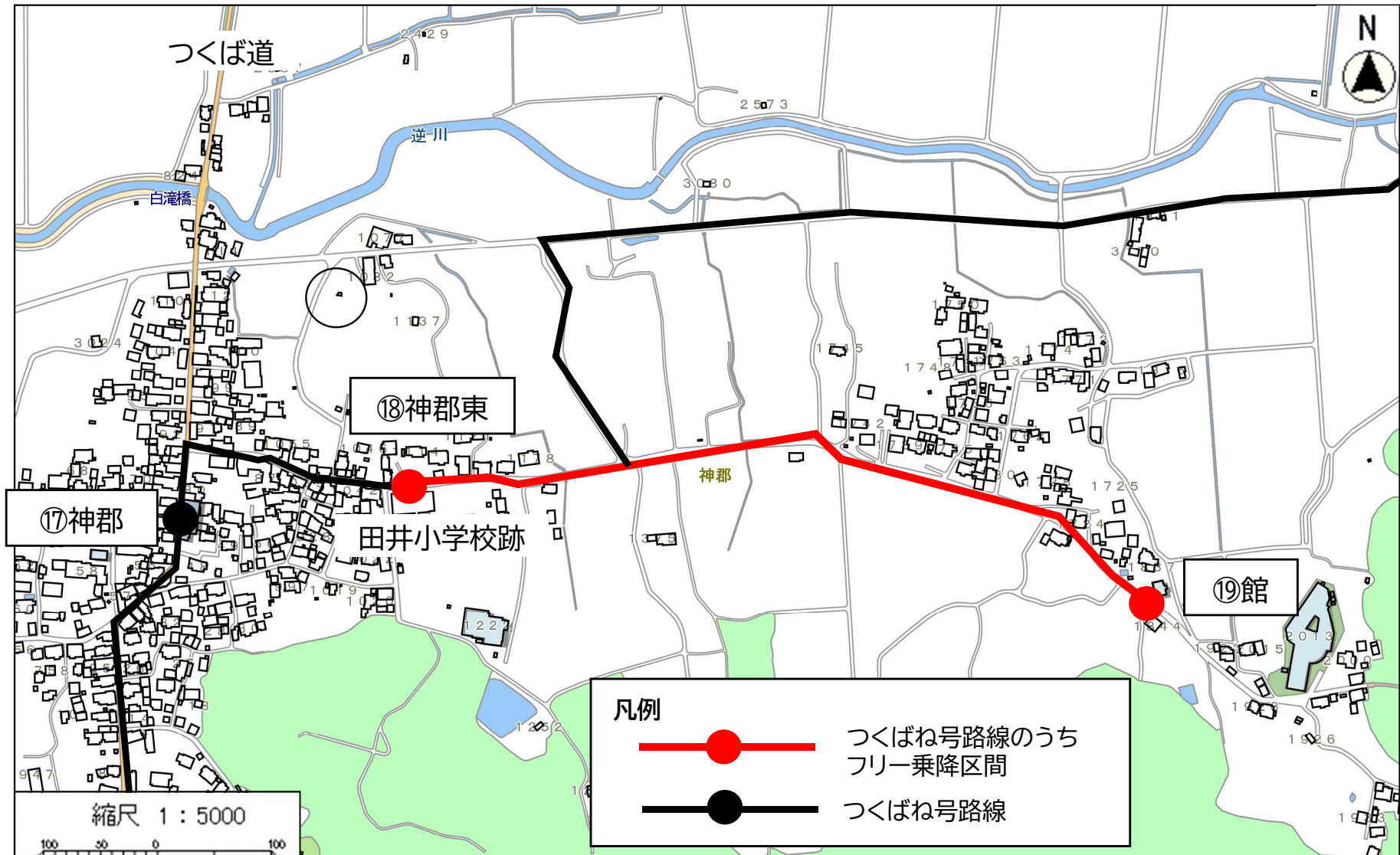
道路左側の安全なところで待ち、バスが見えたら、手を振るなど運転士にはっきりと意志を表示する。

●降車時

乗車時にあらかじめ運転士に停車位置を伝える。(運転士から地図を示し、利用者が停車希望位置にマグネットを置くことで停車位置の詳細を意思疎通)



フリー乗降区間図 ⑱神郡東～⑲館



フリー乗降実施開始日

令和6年(2024年)4月1日を予定

第2期地域公共交通計画策定に係る国庫補助金の活用について

1 経緯

国土交通省から地域公共交通計画策定に係る補助金の令和6年度要望調査があり、つくば市においては、バス運転士不足に対応したバス再編などを踏まえた第2期つくば市地域公共交通計画（令和8年度から5年間）を、令和6～7年度の2か年で策定する予定であることから、要望調査に登録したことを報告するもの。

2 国庫補助金について

(1) 活用予定の国庫補助金について

ア 事業名：地域公共交通調査事業（事業概要は別紙のとおり）

イ 補助対象者：つくば市公共交通活性化協議会（※）

※事業の契約主体及び補助金の入金先もつくば市公共交通活性化協議会

(2) 申請スケジュール（予定）

ア 国土交通省から要望調査（12月7日㍻）

イ 要望調査に対する内示

※国の予算に限りがあるため、要望登録したからといって必ず予算の配分があるとは限らない。

ウ 交付申請

エ 交付決定（令和6年5月中旬～下旬）

オ 事業者と契約手続き（令和6年6月～7月予定）

3 第2期つくば市地域公共交通計画の策定スケジュール

- ・ 令和6年 6月：選定委員会を開催して事業者の選定
- ・ 令和6年 6月～7月：事業者と契約（2か年契約）
- ・ 令和6年 10月～11月：アンケート調査実施
- ・ 令和6年 12月：アンケート調査のとりまとめ
- ・ 令和7年 3月：アンケート結果などを踏まえた現状集計・分析結果
- ・ 令和7年 4月：第2期計画案のとりまとめ開始
- ・ 令和7年 11月：つくば市公共交通活性化協議会で第2期計画案の審議
- ・ 令和8年 1月：第2期計画案策定
- ・ 令和8年 2月：パブリックコメントの実施
- ・ 令和8年 3月：第2期計画の承認

※都度、つくば市公共交通活性化協議会及び幹事会で報告、審議

地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業）

- 補助対象事業者：**活性化法法定協議会** ※補助金の振込先も原則法定協議会名義の口座
- 補助要件(交付の対象等)：
 - ・ 地域公共交通計画に、地域旅客運送サービスについての利用者数、収支、費用にかかる国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標値を記載し、当該目標値と実績値を比較して当該達成状況の評価を行うこと。
 - ・ 活性化法定協議会の構成員であって、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画を策定していない市町村にあっては、立地適正化計画の作成を検討すること。
- 補助対象経費：

地域公共交通計画を策定するための調査に係る費用（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、1～2ヶ月程度の短期間の実証調査のための費用※等）※実証運行を主とした事業は補助対象とならない
- 補助率：補助対象経費の1／2
- 補助上限額：単独市区町村で計画を策定する場合→500万円
都道府県及び複数市区町村が共同で計画を策定する場合→1,500万円

都道府県と複数市町村が共同で広域の計画を策定する場合は「**地域公共交通協働トライアル推進事業**」といいます！



新高校生等(令和5年度中学3年生)への バスお試し乗車券配布結果について

令和6年(2024年)1月18日(木)

総合交通政策課

新高校生等(令和5年度中学3年生)へのバスお試し乗車券配布概要

茨城県公共交通活性化会議からの依頼に基づき、令和5年度第1回つくば市公共交通活性化協議会に付議し承認された、新高校生等(令和5年度中学3年生)に対するバスお試し乗車券の利用結果を次のとおり報告する。

■バスお試し乗車券の概要

対象者 次のいずれかの茨城県内の学校に在籍する令和5年度第3学年生徒

- ・ 中学校
- ・ 附属中学校
- ・ 中等教育学校
- ・ 特別支援学校(中等部)

有効期間 令和5年7月21日(金)～8月31日(木)※42日間

使用方法 ① リーフレット(別紙参照)からバスお試し乗車券を切り離し、**在住の市町村**及び**見学学校名を記入**
② 降車の際に、バスお試し乗車券をバス運転士に掲示後、整理券及び現金100円と一緒に運賃箱に投入
③ バスお試し乗車券は下記バス会社運行路線バス(高速バス及び深夜バス除く)及び事業に協賛した**コミュニティバス**で、乗車が降車、いずれかの停留所が茨城県内である場合のみ利用可

路線バス 関東鉄道(株)、関鉄パープルバス(株)、関鉄グリーンバス(株)、関鉄観光バス(株)、茨城交通(株)、大利根交通自動車(株)、朝日自動車(株)、茨城急行自動車(株)、ジェイアールバス関東(株)、(株)昭和観光自動車、椎名観光バス(株)、ブルーバス(株)、晃進物流(株)(桜東バス)

コミュニティバス 土浦市まちづくり活性化バス「キララちゃん」、龍ヶ崎市コミュニティバス、牛久市コミュニティバス「かっぱ号通勤ライナー(上柏田・むつみルート、さくら台・みどり野ルート)」、つくば市コミュニティバス「つくバス」、鹿島市・潮来市・行方市 鹿行広域バス「神宮あやめ白帆ライン」、潮来市・行方市「鹿行北浦ライン」、守谷市コミュニティバス「モコバス」、筑西市広域連携バス、筑西市地域内運行バス、筑西市道の駅循環バス、筑西・下妻広域連携バス、坂東市 守谷駅直行型路線バス「直行坂東号」、稲敷市コミュニティバス、かすみがうら市・土浦市・行方市「霞ヶ浦広域バス」、かすみがうら市・土浦市「千代田神立ライン」、桜川市バス「ヤマザクラGO」、つくばみらい市コミュニティバス「みらい号」

バスお試し乗車券利用結果(つくば市内の学校別)

- 全体で29,000部作成し、27,860部を茨城県内の中学校等に配布、**つくば市内では2,796部配布**
- 茨城県内の高校等全体では882枚利用された(県内配布部数の約3.2%)。
- つくば市内の高校等では15枚利用**された(県内利用枚数の約1.7%)。
- つくば市内の高校では、ほとんどが**竹園高等学校の利用であった。**
- つくば市内の高校等に、つくば市を含む県内8市町から利用があった。
- 前回(R5春)と比較して、つくば市内の高校での利用枚数が10%になった。特に並木中等教育学校での利用枚数が減少した。中等教育学校の入学対象者(小学6年生)への配布がなかったことによるものと推測される。

【参考:R5春 高校等への配布枚数:31,240部、つくば市内の高校への配布枚数:2,135部、茨城県内高校等での利用枚数:1,775枚】

▼つくば市内の高校での利用実績

[参考]前回実績(R5春)

学校区分/学校名		市町村名								学校別集計
		土浦市	石岡市	取手市	牛久市	つくば市	守谷市	坂東市	つくばみらい市	
県立・全日制	筑波高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	竹園高等学校	1	2	3	3	2	2	0	1	14
	つくばサイエンス高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	並木中等教育学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県立・定時制	荃崎高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立・全日制	茗溪学園高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	つくば秀英高等学校	0	0	0	0	0	0	1	0	1
特別支援学校	つくば特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計										15

学校区分/学校名		学校別集計
県立・全日制	筑波高等学校	1
	竹園高等学校	44
	つくばサイエンス高等学校	10
	並木中等教育学校	78
県立・定時制	荃崎高等学校	9
私立・全日制	茗溪学園高等学校	8
	つくば秀英高等学校	0
特別支援学校	つくば特別支援学校	0
合計		150

バスお試し乗車券利用結果(つくば市の利用者別)

▼つくば市在住者の乗車券利用データ

学校区分	見学する学校名	つくば市
県立・全日制	土浦第二高等学校	37
	土浦第三高等学校	7
	取手第二高等学校	1
	藤代高等学校	2
	牛久高等学校	1
	牛久栄進高等学校	23
	竹園高等学校	2
私立	つくば国際大学東風高等学校	1
	土浦日本大学高等学校	7
	霞ヶ浦高等学校	1
国立	茨城工業高等専門学校	1
市町村別集計		83

- つくば市内の中学校等の第3学年生徒に2,796部(生徒1人に対して1部、そのほか教師分及び予備分も含む)配布された。
- そのうち、**83枚の利用**があり(市内配布部数の約3%)、つくば市内の高校を含む**6市11校**で、利用が見られた。
- 市外の利用場所として、**土浦市や牛久市の利用が多く見られた。**
- 前回(R5春)と比較して、全体的な利用者数に大幅な減少が見られた。その他、昨年は石岡市や守谷市など、つくば市から遠い学校への利用も見られたが、今回は基本的に市内や隣接市など近い学校への利用が目立った。

▼利用データまとめ

学校	市内	市外
利用者		
市内	2	83
市外	13	784

[参考]前回実績(R5春)

学校	市内	市外
利用者		
市内	72	228
市外	78	1,397

本事業は、つくば市地域公共交通計画に記載の施策19「モビリティ・マネジメント(MM)の実施」に資する事業であるため、次年度以降も主催者である茨城県公共交通活性化会議に協賛し、事業を推進するとともに、結果を確認していく。



英単語暗記
しなきゃ！

バス通学するだけで
SDGsにも
貢献できちゃう☆

睡眠不足解消！
寝る一択でしょ！

自分の好きな
本や音楽に没頭♡

みんなとわいわい
通学できて楽しいな♪

バス停から歩けば
運動不足解消！

とりあえず
SNSチェック
しとこ〜

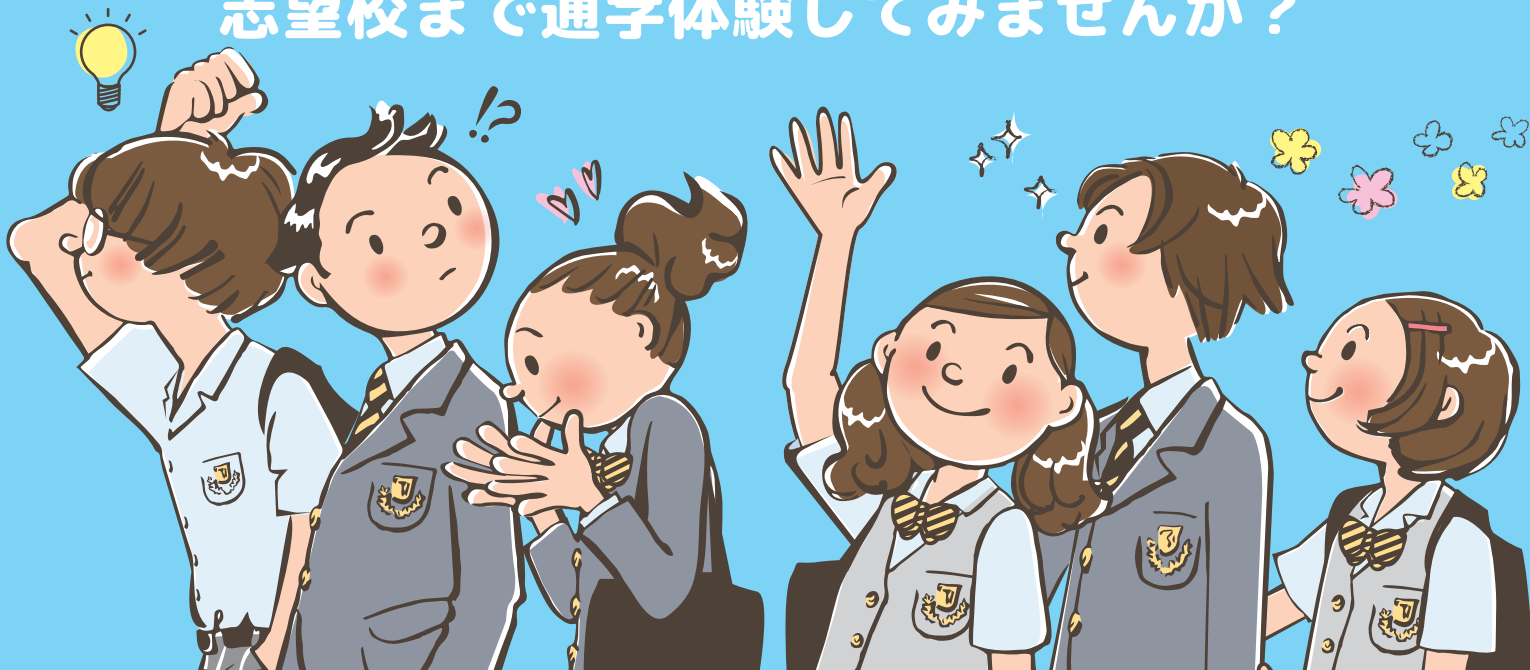
イイコトいっぱい エコ通学の ススメ

2023 夏



アンケートに
ご協力ください！
(詳しくは裏面)

中学3年生の皆様、保護者の皆様 志望校まで通学体験してみませんか？



[令和5年度中学3年生限定] ご利用日: 月 日 ご利用する前に
ご記入ください

バスお試し乗車券

お住まいの市町村:

見学する学校名:

バスを降りる際は、この券 + 整理券 + 現金100円を料金箱に入れてください。

有効期間▶令和5年7月21日(金)~令和5年8月31日(木)

[令和5年度中学3年生限定] ご利用日: 月 日 ご利用する前に
ご記入ください

バスお試し乗車券

お住まいの市町村:

見学する学校名:

バスを降りる際は、この券 + 整理券 + 現金100円を料金箱に入れてください。

有効期間▶令和5年7月21日(金)~令和5年8月31日(木)

バスや鉄道で通学するメリットとは

バスや鉄道での移動中は、読書や音楽鑑賞、スマホ操作など、その時間を自分のペースで有効に活用でき、天候や季節を問わず、安全で快適に過ごすことができます。
また、毎日決まった時刻のバスや鉄道を利用することで、自然と規則正しい生活習慣が身に付くというメリットもあります。
さらに、ご家族の送り迎えの負担も軽減され、みんながハッピーに！毎日仲間と過ごす通学時間は、学生生活の大切な思い出になるハズ！

整列乗車や座席の
ゆずり合いなど
生活マナーが身に付く！



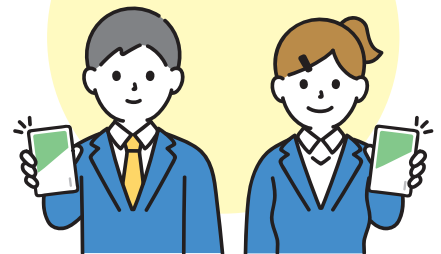
定期券ならこんなにお得！

1ヵ月定期券は、通常運賃の、なんと**40%割引**！
3ヵ月定期券は、さらに**5%割引**になります。

- IC定期券はチャージをすれば、通常のICカードとしてもご利用可能！
(定期区間外の乗降は残高から自動精算されます)
- 片道定期券や学期定期券など、様々なスタイルに対応！
- 記名式定期券であれば、紛失時も再発行が可能です。

※バス会社によって取り扱いが異なりますので、詳しくは各バス会社
にお問い合わせください。
※新学期が始まる4月上旬は定期券発売窓口が大変混雑します。
混雑緩和のため、分散購入にご協力をお願いいたします。

定期券で
スマートに通学しよう！



感染症対策も万全です！

バス車内は、運行中常時換気されています。
交通事業者は、乗務員の健康管理・換気、清掃・消毒等を行い、お客様に安心して乗車いただけるよう努めています。

公共交通による通学に関するアンケートにご協力ください！

茨城県では、公共交通による通学に関するアンケートを実施しています。
お試し乗車券を使った感想や、公共交通を利用して通学することについて、
あなたの考えを教えてください！



アンケートはこちら

【バスお試し乗車券を利用できるバス一覧】※一部利用できない路線がありますので、詳細はバス会社にお問い合わせください。

路線バス 高速バス及び深夜バスを除く

- 関東鉄道(株) ● 関鉄パープルバス(株) ● 関鉄グリーンバス(株) ● 関鉄観光バス(株) ● 茨城交通(株) ● 大井町交通自動車(株) ● 朝日自動車(株)
- 茨城急行自動車(株) ● ジェイアールバス関東(株) ● 徳和観光自動車 ● 椎名観光バス(株) ● ブルーバス(株) ● 晃進物流(株) (桜東バス)

コミュニティバス

- 土浦市まちづくり活性化バス「キララちゃん」 ● 龍ヶ崎市コミュニティバス
- 牛久市コミュニティバス「かっぱ号 通勤ライナー(上柏田・むつみルート、さくら台・みどり野ルート)」
- つくば市コミュニティバス「つくバス」 ● 鹿嶋市・潮来市・行方市 鹿行広域バス「神宮あやめ白帆ライン」
- 潮来市・行方市「鹿行北浦ライン」 ● 守谷市コミュニティバス「モコバス」 ● 筑西市広域連携バス ● 筑西市地域内運行バス
- 筑西市道の駅循環バス ● 筑西・下妻広域連携バス ● 坂東市 守谷駅直行型路線バス「直行坂東号」 ● 稲敷市コミュニティバス
- かすみがうら市・土浦市・行方市「霞ヶ浦広域バス」 ● かすみがうら市・土浦市「千代田神立ライン」 ● 桜川市バス「ヤマザクラGO」
- つくばみらい市コミュニティバス「みらい号」

茨城県公共交通活性化会議 https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kotsuseisaku/chiikikoutsu/kotsu_ibaraki.html

各バス会社の
お問い合わせ先は
こちらから



【バスお試し乗車券の利用方法】

- 切り取り線に沿って切り離し、見学する学校名、お住まいの市町村を記入してからご利用ください。
- この券は、令和5年7月21日(金)から令和5年8月31日(休)まで有効です。
- 乗車券1枚につき、1乗車の利用が可能です。この券は県内の令和5年度中学3年生(又は中学3年生相当)の方のみ、ご利用いただけます。
- ご利用される場合、バスを降りる際に、この券を運転手にはっきりと見えるように提示した後、整理券及び現金100円と一緒に料金を投入してください。
- この券は、右のバス会社の運行する路線バス(高速バス及び深夜バスを除く)及び一部コミュニティバス(バスお試し乗車券を利用できるバス一覧参照)で、次の①～③に該当する場合のみ利用できます。①茨城県内で乗降される場合。②茨城県内で乗車し、茨城県外で降車される場合。③茨城県外で乗車し、茨城県内で降車される場合。

関東鉄道(株)・関鉄パープルバス(株)・関鉄グリーンバス(株)・関鉄観光バス(株)・茨城交通(株)・大井町交通自動車(株)・朝日自動車(株)・茨城急行自動車(株)・ジェイアールバス関東(株)・徳和観光自動車・椎名観光バス(株)・ブルーバス(株)・桜東バス

一般社団法人茨城県バス協会

【バスお試し乗車券の利用方法】

- 切り取り線に沿って切り離し、見学する学校名、お住まいの市町村を記入してからご利用ください。
- この券は、令和5年7月21日(金)から令和5年8月31日(休)まで有効です。
- 乗車券1枚につき、1乗車の利用が可能です。この券は県内の令和5年度中学3年生(又は中学3年生相当)の方のみ、ご利用いただけます。
- ご利用される場合、バスを降りる際に、この券を運転手にはっきりと見えるように提示した後、整理券及び現金100円と一緒に料金を投入してください。
- この券は、右のバス会社の運行する路線バス(高速バス及び深夜バスを除く)及び一部コミュニティバス(バスお試し乗車券を利用できるバス一覧参照)で、次の①～③に該当する場合のみ利用できます。①茨城県内で乗降される場合。②茨城県内で乗車し、茨城県外で降車される場合。③茨城県外で乗車し、茨城県内で降車される場合。

関東鉄道(株)・関鉄パープルバス(株)・関鉄グリーンバス(株)・関鉄観光バス(株)・茨城交通(株)・大井町交通自動車(株)・朝日自動車(株)・茨城急行自動車(株)・ジェイアールバス関東(株)・徳和観光自動車・椎名観光バス(株)・ブルーバス(株)・桜東バス

一般社団法人茨城県バス協会

つくば市公共交通活性化協議会規約

（目的）

第1条 つくば市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、つくば市役所内（つくば市研究学園一丁目1番地1）に置く。

（協議事項及び事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の協議及び業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性並びに旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定、進捗管理及び変更の協議に関すること。
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者

- (3) 鉄道事業者
 - (4) 茨城県知事の指名する者
 - (5) 茨城県警察つくば警察署長又はその指名する者
 - (6) 地区代表区長又はその指名する者
 - (7) 学識経験者
 - (8) 市長又はその指名する者
 - (9) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
 - (10) 一般社団法人茨城県バス協会及び茨城県ハイヤー・タクシー協会
 - (11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (12) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は、当該選任の日から当該会計年度の翌年度の3月末日までの期間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠により委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 必要に応じ、委員の追加を行うこととする。なお、追加された委員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 4 委員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員)

第5条 協議会に次の各号に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長1人
 - (2) 副会長2人
 - (3) 監事2人
- 2 役員は、前条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、互選によりこれを選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、これを相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は

会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の出納監査を行い、その状況を会長に報告する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の過半数の出席をもって成立とする。なお、会長が認めた場合は、オンラインでの参加も出席とみなす。ただし、この場合においては、委員の自宅の一室又は勤務先の会議室等、委員以外の第三者が存在しない場所で出席するものとする。

3 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に申し出ることにより、その属する団体から代理の者を出席させることができる。ただし、この場合において、委員は当該代理の者に対し、欠席する委員の権限について委任状により委任を行うものとする。

4 会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 緊急の議決を要する場合、又は非常事態等、委員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 協議会は、必要があると認められるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について調査、検討、協議をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、つくば市都市計画部総合交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用の弁償)

第13条 会議に出席した委員及び第7条第7項の規定により会議に出席した者並びに幹事会に出席した委員及び幹事会規程第5条第4項の規定により幹事会の会議に出席した者は、会議開催場所である会議室に参集しての参加の場合、会議及び幹事会の会議への出席に係る報酬並びに費用の弁償を受けることができる。また、同会議にオンラインで参加した場合、もしくは書面による表決をした場合は、同会議への出席に係る報酬のみを受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

(1) これに代わる対価を別に得ている場合

(2) 代理の者が会議に出席した場合

2 前項の報酬の額は、1回につき8,500円とし、費用の弁償の額は、1回につき2,000円とする。

3 前項の支給方法は、原則として現金による手渡しとし、オンラインによる参加、もしくは書面による表決の場合は、会議翌日以降の銀行振り込みも可能とする。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成21年2月24日から施行する。

附則

この規約は、平成21年7月1日から施行し、改正後の規定は平成21年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成22年5月27日から施行し、改正後の規定は、平成22年5月6日から適用する。

附則

この規約は、平成23年5月25日から施行し、改正後の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成26年5月27日から施行し、改正後の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成26年8月21日から施行し、改正後の規定は、平成26年6月28日から適用する。

附則

この規約は、平成27年5月29日から施行する。

附則

この規約は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附則

この規約は、令和元年 5 月 30 日から施行する。

附則

この規約は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。

附則

この規約は、令和 3 年 6 月 3 日から施行する。

附則

この規約は、令和 4 年 6 月 28 日から施行する。

附則

この規約は、令和 5 年 6 月 19 日から施行する。